

考えてみよう！ちがいのちがい

あらゆる差別のない社会を築くには、一人ひとりが暮らしの中で人権感覚を磨く必要があります。

そこで、①～⑪のことについて、あなたはどう思いますか。

多様性として認められるべき必要な「区別」になるでしょうか。

それとも人権を尊重していない「差別」になるでしょうか。

ただし、答えは一つとは限りません。人によって、いろいろな考え方や意見があることでしょう。

ぜひ、ご家族やお友達と話し合って考えてみてください。

- ① 都市部の通勤電車には、女性専用電車が設置されている。
- ② 企業に対して、障がい者を雇用する比率が定められている。
- ③ 学生割引により、大学生などが安く旅行できる。
- ④ 日本の大手銀行には、女性役員がほとんどいない。
- ⑤ 生活の苦しい家庭が申し出をすれば、生活保護を受けられる。
- ⑥ 被爆者援護法により、被爆者と認められた人には医療補助がある。
- ⑦ 同和地区に建てられた団地の家賃が 2002 年頃まで低く抑えられていた。
- ⑧ ある不動産屋は、家を建てるための土地を探しているお客様に、A 地区の購入は勧めているが、B 地区には近くに同和地区があるからという理由で、購入を勧めていない。
- ⑨ 日本でアパートを借りる時、日本人の C さんは簡単に借りられるが、外国人の D さんはなかなか借りることができない。
- ⑩ レディースデイが設けられている映画館では、その日に女性は低料金で鑑賞できる。
- ⑪ 日本政府は、審議会委員の 40% を女性にするように定めた。

2018年度「人権」に関する絵画・ポスター募集への応募ありがとうございました。



2018 年度も市内小・中学校生からたくさん応募いただきました。人権メッセージが込められた作品は「第 14 回ヒューマンフェスタ in 亀山」の会場（亀山東小学校体育館）で展示し、多くの方に見ていただくことができ、大変有意義なものとなりました。次回もたくさんの応募をお待ちしています。

亀山市 生活文化部 文化スポーツ課 文化共生G
〒519-1192 亀山市関町木崎 919 番地 1
Tel 0595-96-1223 FAX 0595-96-2414
E-mail:bunkakyosei@city.kameyama.mie.jp

——亀山市人権施策基本方針の基本理念——
みがこう、人権感覚 広げよう、人権の視点
めざそう、一人ひとりの人権が尊重されるまち

人権が尊重される明るい社会

みんなで築こう 人権の世紀

考えてよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心



野登小学校 6年 ぎほ 百音さん



井田川小学校 5年 二村 航大さん



亀山東小学校 3年 いとう いづき さん



関小学校 2年 なかがわ ことの 胡都野 さん



嵐生小学校 1年 よしだ ゆず 柚さん



加太小学校 5年 きたざわ とうま 冬磨さん



中部中学校 2年 こばやし はやと 小林 鳯斗 さん

「人権」に関する絵画・ポスター作品 より 選考

(※ 在籍校及び在籍学年については、平成 30 年度時点のものです)

ヒューマンフェスタin亀山

平成30年12月8日（土）、亀山市立亀山東小学校体育館で「第14回ヒューマンフェスタ in 亀山」を開催しました。約400名の方にご来場いただき、会場はほぼ満席となりました。

徳風高校による司会のもと開会し、午前は市内にある3つの中学校による人権作文発表と徳風高校や社会人による人権スピーチがありました。発表者は自分のことや人権への思いを語り、来場者は熱心に耳を傾けていました。



人権作文・スピーチ発表の様子



会場では、市内にある小中学生の人権習字・ポスター、亀山高校人権サークル「フレンドリークラブ」による人権学習の展示などを行いました。また、各種団体による活動を紹介したブース等も出され、多くの人が賑わいました。

午後は、笠井千晶さん（ジャーナリスト・映像ディレクター）による講演会『福島で生きてゆく-震災から7年の映像記録-』を行いました。被災された方へのインタビュー映像を通じて、来場者に生きることの大切さを考える機会を提供していただきました。

来場者アンケートの感想の紹介

- ◆笠井さんの講演を聞いて、胸が痛く、生きていくことのエネルギーや力強さを感じました。
- ◆中学生の発表はよく考えており、心が伝わってきました。私が学生の頃は、人権を学ぶ教育はなかったですが、今は授業の中で学べるのは良いことです。

亀山市人権研修会

平成30年12月26日（水）、亀山市総合保健福祉センター「あいあい」2階大会議室で「亀山市人権研修会」を開催しました。

川口泰司さん（一般社団法人山口県人権啓発センター事務局長）によるインターネットを利用した部落差別についての講演『「寝た子」はネットで起こされる！？～「部落差別解消推進法」施行2年と今後の課題～』を行いました。

来場者はインターネットと同和問題に関連があることに驚きがあった様子でした。また、差別に対して無知・無関心であることも差別につながっているということを学習し、非常に充実した研修会となりました。

来場者アンケートの感想の紹介

- ◆ネット社会のこわさ、そんな社会状況の中で無理、無関心で加害者にならないために子どもたちにどのように教えていくのかを考えていく必要が大切だと感じました。
- ◆部落差別を理解するうえで正確な情報を得ることが非常に重要であるが、インターネットで入手できる情報は全てが正しいとは限らないということを改めて認識しました。



インターネットと人権について考えてみよう

インターネットには、掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などコミュニケーションの輪を広げるという便利な機能がある一方で、誤った利用方法をすると他人の人権を侵害してしまう恐れがあるため、細心の注意が必要です。

◎ どんなことが人権侵害になりますか

他人の個人情報を勝手に流したり、誹謗中傷・根拠のない噂・差別的な発言を無責任に書き込み、広めることです。



◎ インターネット上で人権侵害をしないために

直接人と接するときのようにルールやモラルを守り、相手の人権尊重を心がけましょう。書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があることを常に意識し、他人のプライバシーに関わることや、あいまいな情報を安易に書き込むのはやめましょう。

◎ インターネット上で人権侵害の被害を受けたときは

インターネット上に自分の人権を侵害する情報が掲載されると、発信者の特定をするのが困難なケースが多いですが、被害者は掲載されたプロバイダの運営者に削除依頼ができます。

それでも、自分で対応することに不安のある方は、法務局（法務省人権擁護機関）の人権相談ダイヤルを利用したり、市の人権擁護委員に相談してみましょう。

○ 全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」

電話：0570-003-110（最寄りの法務局につながります）
時間：8時30分から17時15分（土、日、祝日は除く）



○ 人権擁護委員とは

法務大臣の委嘱を受け、人権相談を受けたり人権の考え方を広める活動を行っている方々です。亀山市では、市役所本庁舎、関支所、総合保健福祉センター「あいあい」の3か所で、人権に関する相談を無料で行っています。

3か所とも、実施時間は13時から15時です。

※場所や日時は変更になることもあるため、詳細は「広報かめやま」でご確認ください。

人権相談（土、日、祝日の場合は翌日、翌々日）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・場所：亀山市役所 市民対話室 | ・場所：亀山市関支所 応接室1 |
| ・日時：毎月7日 | ・日時：毎月25日 |

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| ・場所：亀山市総合保健福祉センター「あいあい」 個別相談室 | ・日時：毎月第3木曜日 |
|-------------------------------|-------------|